

下関中央霊園管理棟内花売り場事業者募集要項

下記のとおり下関中央霊園管理棟内において、花・シバ・榊等の販売を希望される事業者を募集します。

1. 施設の概要

- (1) 施設名：下関中央霊園
- (2) 所在地：下関市大字井田
- (3) 施設内容：霊園（芝墓地・普通墓地：約9,400区画）
- (4) 休園日：なし

2. 募集業務内容

下関中央霊園管理棟内で、墓参者に対し、花・シバ・榊・シキミ及び線香・ろうそく・マッチの墓参用品を販売する。

3. 業務実施要件等

- (1) 販売場所：下関中央霊園管理棟内
- (2) 構造：鉄筋コンクリート造 平屋
- (3) 面積：約7㎡
※別紙1位置図及び別紙2平面図参照
※事務室への通路を確保し、墓参者が事務室へ通行できるようにすること。
※事前に必ず現地を確認しておくこと。
- (4) 営業時間：午前8時30分から午後5時まで（原則） 年中無休
- (5) 営業開始日：令和6年4月1日
- (6) 許可期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
※事業者が希望し、市が許可した場合は、年度ごとに最大2回まで更新することができる。
※許可期間満了に伴う更新を希望する場合、又は許可期間途中にやむを得ず辞退し、営業を終了する場合は、3か月以上前に書面により市に申し出ること。

4. 使用形態

申請に基づく使用場所の許可（使用料が必要）

5. 使用料

下関市都市公園条例に基づき使用面積に応じて算出します。

※参考 令和5年度使用料 1㎡当たり年額21,597円)

※盆・彼岸・年末年始の繁忙期に、管理棟外の場所を使用する場合は、別途使用許可申請が必要です。(使用料が必要)

※レジスター等を使用する場合には、電気料を算出し、実費相当分を請求します。

6. 事業経費等

業務に伴う収益及び経費は全て事業者に帰属します。

7. 応募資格要件

- (1) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿への登録を有する者にあつては、申込期間の間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと。もしくは成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号又は第6号のいずれにも該当しないこと。又はその統制下にある者でないこと。
- (4) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所及び販売店舗を有する個人(事業者に限る)であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

8. 複数の事業者が合同で申し込む場合

複数の事業者が合同で申し込む場合には、構成する全ての事業者が応募資格要件を満たすこと。また、構成する全ての事業者を明記したもの(様式1裏面構成員表)を提出すること。

複数の団体の構成員になることはできません。単独で応募する事業者は、他の団体の構成員になることはできません。

なお、代表事業者に対して使用を許可し、全ての責任は代表事業者に帰属します。また、負担の割合等に市は介入しません。代表事業者を年度の途中で変更することはできません。使用許可を更新する場合も同様です。構成員を変更する場合は、あらかじめ市に相談し、許可した場合のみ認めます。

9. 業務遂行において求められる事項

- (1) 花・シバ・榊等の販売のノウハウをもち、墓参者に必要な量を供給することができること。また、1年を通じて確実に業務の遂行ができること。

- (2) 令和6年4月1日に開業ができること。
 - (3) 年中無休販売できること。(盆・彼岸・年末年始は特に多忙を極めるので対応できること。)
- ※別紙3 令和4年11月～令和5年10月販売実績参照
- ※上記の事項を満たしている事業者を優先します。

10. 使用許可後の遵守及び留意事項

- (1) 使用許可を受けた事業者は、業務の実施にあたり、設置目的を十分理解し、その趣旨を尊重すること。
- (2) 下関市都市公園条例及びその他関係する法令を遵守すること。
- (3) 使用許可を受けた事業者は、その地位を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 使用許可を受けた事業者は市から使用状況、販売実績、業務状況等の報告等を求められた場合はこれに協力すること。なお、提供のあった資料は公開することがあります。
- (5) 業務の実施にあたり、質・価格を含めた墓参者からの苦情等は全て事業者で解決すること。また、令和5年度までと同程度の質・価格をできる限り維持することとし、やむを得ず変更するときは、墓参者の理解を得られるよう努めること。
- (6) 業務に従事する職員について、新たに雇い入れる場合は、原則として市内に住所を有する者を雇い入れるとともに、仕入れ先は、可能な限り市内業者とすること。
- (7) 管理棟内の占用部分及び共用部分について、清掃作業に協力すること。

11. 原状復旧について

使用許可を受けた事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、事業者の負担で原状に回復して使用許可期間の満了の日又は市長が指定する期日までに施設を明け渡すこと。また、当該使用財産に投じた費用があっても、これを市長に請求することができないものとする。

12. 使用許可の取り消しについて

使用許可後の遵守及び留意事項に違反した場合、当該行政財産(下関中央霊園)の用途や目的を妨げると判断した場合、又は墓参者の利便性を著しく逸脱していると判断した場合は、使用許可の取消しや更新を許可しない場合がありますので、ご了承ください。

1 3. 提出書類・申込方法

(1) 提出書類

ア. 下関中央霊園花売り場申込書（様式1）

イ. 確認書（様式2）

ウ. 事業計画書（様式は任意、事業内容（目的・営業方針）、販売品目・価格・販売予定数、営業開始予定日、営業時間、人員配置・体制等の内容がわかるもの）

エ. 下関中央霊園花売り場申込書に記載しているその他の必要書類

(2) 提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所

下関市市民部生活安全課（下関市役所本庁舎西棟3階A7番窓口）

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

※持参の際に必要な応じて聞き取り調査を行います。

1 4. 質問の方法

(1) 質問はファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

（質問の送付先 下関市市民部生活安全課）

FAX 番号 083-242-0799

E-mail smseikat@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 質問の期限は令和6年2月7日（水）午後5時までとします。

(3) 質問の回答は、後日速やかに申込者全員に回答します。

(4) 問い合わせ先 下関市市民部生活安全課施設管理係

1 5. 事業者決定方法

(1) 事業予定者の選定方法

提出書類により事業予定者として適格性を欠いていないと認められる者を選定し、選定された者の中から「9. 業務遂行において求められる事項」を満たしている事業者を優先して決定します。なお、その者が2者以上ある場合は、応募者によるくじ引きで決定します。くじ引きの日程等は、後日連絡します。

(2) 事業者決定時期及び結果の通知

事業予定者は、令和6年3月上旬に決定する予定です。また、結果は応募者全員に文書で通知します。（合同で申し込んだ場合には、代表者に対してのみ通知します。）

結果の内容に関する問い合わせには応じられません。

1 6. 申込み時の留意事項

- (1) 申込みに係る経費は、全て応募した事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (4) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、市にその旨を書面で提出してください。
- (5) 書類作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとします。

1 7. 事業者の決定後の流れ

- (1) 令和6年3月15日まで 公園施設管理許可申請書の提出
(様式は決定後お渡しします。)
- (2) 令和6年4月1日 業務開始
- (3) 令和6年4月末まで 使用料の納付

(問合わせ先)

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市市民部生活安全課施設管理係

電話 (083) 231-1520

FAX (083) 242-0799

E-mail smseikat@city.shimonoseki.yamaguchi.jp